

◆ 一般財団法人 群馬県森林・緑整備基金に関する監査結果及び意見

1. 事業の概要

1. 設置目的及び沿革

(1) 設置目的

森林や緑に包まれた潤いのある郷土群馬を築くために、森林の整備及びこれを支える林業労働力の確保並びに緑化の推進を行うとともに、造林又は育林に関する事業及び分収方式による造林又は育林の促進を行うことにより、森林及び林業の活性化を図り、もって県民福祉の向上に寄与することを目的とする（定款第3条）。

(2) 沿革

昭和52年に東京電力からの寄附金を基に、県と企業局からの負担金によって「森林造成基金」を設置し、その運用益を県単独の造林補助事業に財源充当してきたが、平成2年に森林の育成整備等を一層推進するため、幅広い事業を行えるように「森林造成基金」を廃止し、新たに「財団法人群馬県森林・緑整備基金」を設立し、県庁内に事務所を設置した。

平成10年に群馬県知事から「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき「林業労働力確保支援センター」の指定を受け、林業労働力の雇用改善、新規就業者の確保対策等の業務を開始し、同年4月1日から事務所を北群馬郡榛東村の群馬県林業試験場内に移転した。

県の公社事業団改革により、平成20年4月1日に「社団法人群馬県林業公社」と事務局を統合し、事務所を前橋市大友町に移転した。その後、「社団法人群馬県林業公社」の民事再生手続において、平成23年8月1日に同公社の調査設計部門、平成25年9月20日に分収林事業、同年10月1日に森林管理事業の譲渡を受け、同公社の事業の引継ぎを完了した。

公益法人制度改革により、平成25年4月1日に一般財団法人へ移行、平成29年に前橋市大友町から群馬県林業試験場別館内（北群馬郡榛東村）に事務所を移転し、現在に至る。

2. 人員（令和3年3月31日現在）

区分	人数
役員（常勤理事）	4名
職員	21名
計	25名

3. 基本財産

基本財産は580,000千円であり、その内訳は、県出捐金550,000千円、県企業局出捐金30,000千円である。

4. 事業の概要

基金の事業は、実施事業等会計とその他会計（収益事業）とに分けられている。

（１）森林の育成・整備に関する事業、（２）林業労働力の安定的確保に関する事業、（３）緑化推進に関する事業、（４）森林の造成・整備に関する調査・測量・設計等の受託事業、（５）森林及び林業の活性化に関する事業、（６）分収方式による造林又は育林の推進に関する事業、（７）森林公園の管理に関する事業及び（８）その他事業を実施している。

なお、実施事業等会計として、基金事業、支援センター事業、林業雇用促進事業及び公的森林整備事業を実施している。

【実施事業等会計】

（１）森林緑整備基金事業

① 森林の育成・整備に関する事業（令和２年実績 1,000千円）

優良苗木の安定的供給を図るため、群馬県山林種苗緑化協同組合に助成した。

② 林業労働力の安定確保に関する事業

（i）新規就労支援事業（令和２年度実績 1,409千円）

林業への新規就業促進及び定着化を図るため、新規就業者に作業服や装具、住宅手当を支給した事業主に対し、その一部を助成した。

（ii）林業労働安全衛生の確保事業（令和２年度実績 3,160千円）

林業従事者の労働安全衛生の向上を図るため、従事者に高機能安全装具の支給及び林業作業に必要な資格取得費用を負担した事業主に対し、その費用の一部を助成した。

③ 緑化推進に関する事業

（i）森林・緑普及・啓発事業（令和２年度実績 1,360千円）

森林や緑の大切さ及び適切な整備・保全の必要性、並びに当基金の活動を広く県民にアピールするため、森林整備推進チャリティゴルフの開催、広報活動、みどりの募金への寄附を実施した。

④ 森林・林業の活性化に関する事業

（i）林業技能向上

技能競技会等の活動が新型コロナウイルス感染症の感染拡大により中止になったため、実績はない。

（２）林業労働力確保支援センター事業

① 森林整備担い手対策事業

（i）林業技術向上研修助成（令和２年度実績 220千円）

森林作業道作設研修、高性能林業機械技術者養成研修に林業従事者を参加させ、研修期間中の賃金を支給した事業者に対し、賃金の一部（5,000円/日）を助成した。

(ii) 緑の雇用現場技能者育成対策事業助成（令和2年度実績 2,284千円）

県内の山林において立木の伐採・造林等に従事する者の技術・技能の向上を図るため、緑の雇用現場技能者育成対策事業基本研修（1～3年目研修）に規定日数以上林業従事者を参加させ、研修期間中の受講者に賃金を支給した事業主に対し、賃金の一部（5,000円/日）を助成した。

② 森林整備機械化推進事業

(i) 高性能林業機械借用補助（令和2年度実績 10,227千円）

県内において林業を営んでいる素材生産業者、森林組合及び森林施業を行っている個人事業主等が森林整備に必要な機械を借用する場合、これに必要な経費（高性能林業機械リース料）の一部を助成した。

(3) 林業雇用改善事業（令和2年度実績 57千円）

林業事業主に対し、労働環境の改善、労働者の採用から就業後の労務管理について、一体的にアドバイスや支援を行うと共に、求職者向けの就業支援を行う。

(4) 公的森林整備事業

① 分収林事業

「分収林の管理・経営方針」に基づき、合理的な経営と森林の適正な維持・管理に努める。

(i) 間伐、枝打等の保育事業、林産事業及び施設事業（令和2年度実績 61,962千円）

保育事業（18,868千円）、林産事業（28,629千円）、施設事業（14,463千円）を実施した。なお、他に林産事業の素材収入（16,370千円）がある。

(ii) 当期解約分収林（一部解約）（令和2年度実績 309千円）

分収林の収益から簿価を引いた差額である。

(iii) 森林保全管理事業（令和2年度実績 21,429千円）

分収林の管理経営の安定化を図るため、社営林及び作業道の保全、山火事や病虫害の予防、盗伐・誤伐の防止、境界標柱の保全等について、保全管理業務を実施するための委託事業の発注や巡視員の雇用、並びに山火事や気象災害等の森林災害に備えるべく森林保険契約に加入した。

② 森林管理事業

(i) 森林管理事業（令和2年度実績 15,303 千円）

森林所有者が自ら整備することが困難となった森林について、市町村長の斡旋に基づき、新植及び管理している森林の下刈並びに忌避剤散布等の保育事業を実施した。

【その他会計】

① 調査設計事業（令和2年度実績 246,760 千円）

群馬県及び市町村から、治山、林道、森林整備に関する調査、測量、設計、施工管理に関する受託業務を実施した。

事業区分	事業量		受託額（千円）
治山事業関係	公共	27 件	84,330
	県単	26 件	65,820
	小計	53 件	150,150
林道事業関係	県発注	5 件	20,680
	市町村発注	40 件	23,580
	監督補助	—	—
	林道施設災害	3 件	1,350
	小計	48 件	45,610
森林整備関係	水源森林等	1 件	540
	保育	6 件	7,560
	保安林改良	2 件	2,080
	リフレッシュ	2 件	1,550
	緑の県民基金	15 件	39,270
	小計	26 件	51,000
計		127 件	246,760

② 森林・山村多面的機能発揮対策事業（令和2年度実績 13,985 千円）

地域協議会の事務局業務を受託し、活動組織構成員を対象に安全講習会を開催したほか、交付金申請に必要な計画書の審査、林野庁への申請手続き、完了確認等の事務を行った。

- 事務局運営費（令和2年度実績 3,000 千円）
- 活動組織数及び交付金額（令和2年度 16 団体 10,985 千円）

③ 森林公園管理事業

群馬県から指定管理（令和2年度 指定管理料 9,871 千円）を受託し、県立森林公園「さくらの里」の管理及び施設整備を行った。基金ホームページ、旅行情報雑誌等を通じて積極的に広報、情報発信を行ったほか、写真教室及び草木染教室の自主事業を実施した。

5. 財務諸表

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
I 資産の部			
1. 流動資産	376,607	337,172	266,588
2. 固定資産	1,970,038	2,015,431	2,114,197
資産合計	2,346,645	2,352,604	2,380,785
II 負債の部			
1. 流動負債	105,537	69,995	43,190
2. 固定負債	592,643	588,355	600,731
負債合計	698,180	658,350	643,922
III 正味負債の部			
1. 指定正味財産	580,000	580,000	580,000
2. 一般正味財産	1,068,464	1,114,253	1,156,863
正味財産合計	1,648,464	1,694,253	1,736,863
負債及び正味財産合計	2,346,645	2,352,604	2,380,785

(2) 正味財産増減計算書

(単位：千円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益	8,382	8,382	8,382
② 特定資産運用益	6,150	6,149	6,039
③ 事業収益			
受取事業収益			
林業労働力確保支援センター	—	—	1,470
林業雇用改善促進	723	2,309	—
調査設計事業	243,240	253,670	246,760
森林公園管理事業	9,620	10,004	9,871
小計	253,583	265,984	258,101
素材売却収益	9,871	10,331	16,370
事業収益計	263,455	276,315	274,472
④ 受取補助金等			
受取国庫補助金	97,209	66,876	101,828

受取地方公共団体補助金			
林業労働力確保支援センター	11,095	8,587	8,804
分収林事業	19,764	20,824	21,429
森林管理事業	246	145	243
小計	31,106	29,556	30,477
受取補助金計	128,315	96,433	132,306
⑤受取負担金	18,145	17,081	19,135
⑥雑収益	2,083	334	3,765
経常収益計	426,532	404,697	444,101
(2)経常費用			
①事業費	360,202	333,545	360,179
②森林保全管理事業費	18,464	18,723	21,429
③管理費	5,674	6,640	7,137
経常費用計	384,342	358,909	388,746
評価損益等調整前当期経常増減額	42,189	45,788	55,355
評価損益計	—	—	—
森林資産勘定振替前当期経常増減額	42,189	45,788	55,355
森林資産勘定振替額	—	—	—
当期経常増減額	42,189	45,788	55,355
2. 経常外増減の部			
(1)経常外収益	855	2,025	27
(2)経常外費用	2,037	2,025	12,772
当期経常外増減額	▲1,181	—	▲12,745
当期一般正味財産増減額	41,008	45,788	42,609
一般正味財産期首残高	1,027,456	1,068,464	1,114,253
一般正味財産期末残高	1,068,464	1,114,253	1,156,863
II 指定正味財産増減の部			
基本財産運用益	8,382	8,382	8,382
一般正味財産への振替額	▲8,382	▲8,382	▲8,382
当期指定正味財産増減額	—	—	—
指定正味財産期首残高	580,000	580,000	580,000
指定正味財産期末残高	580,000	580,000	580,000
III 正味財産期末残高	1,648,464	1,694,253	1,736,863

2. 監査結果（指摘又は意見）

（1）チャリティコンペの開催方法の見直しについて（意見 52）

チャリティコンペ開催に当たっては、チャリティコンペの趣旨に沿うよう、参加者1人当たりの参加費を値上げする、参加者に渡す賞品代金の総額を値下げするなどの措置を講じ、コンペにおける賞品代総額を参加者から集めた参加費総額に収め、実質的にも参加者の「参加費の一部」を森林整備に寄与する団体に寄付したといえるようにすべきである。

（現状及び問題点）

平成 25 年以降、年に 1 回、毎年平日に「群馬県森林・緑整備推進チャリティコンペ」が開催されている。第 1 回目の主催団体は群馬県ゴルフ場支配人会であったが、（一財）群馬県森林・緑整備基金は同コンペを後援し、20 万円を助成金として支出した。第 2 回目以降は、群馬県ゴルフ場支配人会との共催で同コンペを開催するようになり、同基金は例年 20 万円を、負担金として支出している。

令和 2 年度において実施された同コンペの収支の内訳は、以下のとおりである。なお、平成 25 年開催の第 1 回目から令和 2 年度開催の第 8 回目までの収支状況は、コンペを開催するゴルフ場によってプレー代には変化があるものの、その他の収入・支出状況はほぼ同様である。

【収入】

（単位：円）

項目	精算額	備考
前回繰越金	35,757	繰越金
プレー代	1,196,000	1人6,500円×参加者184名分
参加費	368,000	1人2,000円×参加者184名分
負担金	200,000	（一財）群馬県森林・緑整備基金が負担
合計	1,799,757	

【支出】

（単位：円）

項目	精算額	備考
プレー代	1,196,000	1人6,500円×参加者184名分
賞品代	478,720	参加者に対する賞品準備代金
チャリティ金	100,000	（公財）群馬県緑化推進委員会へ寄付
合計	1,774,720	
繰越金	25,037	

同コンペはチャリティコンペであり、同コンペ参加者の支払った参加費の一部を森林整備に寄与する団体に寄付することを目的として開催されているとのことである。

確かに同コンペの全体の収支としては、毎年 10 万円を、群馬県内各地で森林整備事業

や緑化事業を行う（公財）群馬県緑化推進委員会の「緑の募金」へ寄付しているということに間違いはない。

しかしながら、その寄付金額は、例年、（一財）群馬県森林・緑整備基金が支出する金額の半額に過ぎない。そして、同コンペにおいては、例年参加者全員に賞品が交付されており、その賞品の総額は、例年参加者から支払われた参加費の合計額を10万円近く、令和2年度においては11万円以上、上回っている。

このような状況では、「参加費の一部」を森林整備に寄与する団体に寄付していると言いきることはできない。参加者の参加費はその全額が賞品代に使われ、さらに（一財）群馬県森林・緑整備基金の負担金20万円のうちの半分の10万円も参加者への賞品代として使用し、残り半分の10万円を「緑の募金」に寄付しているのと同じことである。

このような状況は、「チャリティコンペ」との名称により実施しているゴルフコンペのあり方として、不適切であると言わざるを得ない。

（改善策）

同チャリティコンペ開催の趣旨自体には何ら問題がないところ、このような事態が生じてしまっている原因は、（一財）群馬県森林・緑整備基金からの負担金の一部を賞品代として使用することを前提としてコンペの予算を組んでいるところにある。

今後のチャリティコンペ開催に当たっては、チャリティコンペの趣旨に沿うよう、参加者1人当たり参加費を値上げする、参加者に渡す賞品代金の総額を値下げするなどの措置を講じ、コンペにおける賞品代総額を参加者から集めた参加費総額に収め、実質的にも参加者の「参加費の一部」を森林整備に寄与する団体に寄付したといえるようにすべきである。

（2）規程の対応関係の確認について（意見 53）

対応関係に誤りのある規程を改正し、規程の対応関係に疑義が生じないようにすべきである。
--

（現状及び問題点）

職員の給与の取扱いにつき定める一般財団法人群馬県森林・緑整備基金職員給与取扱要領には、同要領の適用の範囲に関し、「一般財団法人群馬県森林・緑整備基金事務処理規程第4条第1項に規定する職員の給与」との定めがある（同要領第1条）。

しかしながら、一般財団法人群馬県森林・緑整備基金事務処理規程第4条第1項には「事務局に総務・担い手支援課、調査設計課及び森林整備課を置く。」と記載されているのみで、職員の範囲に関する規程は存在しなかった。

そこで、ヒアリング時に担当職員に同要領の適用を受ける職員の範囲を確認したところ、同要領が適用されるのは、職員のうち、定年後継続雇用職員、嘱託職員及び臨時職員を除いた職員であるとのことであった。そして、このように対応関係に誤りが生じて

しまった理由は、組織再編等に伴い各種規程を変更・整備等した際の確認不足ではないかとのことである。

確認不足によるミスが生ずることは一般的に避けられないものではあるものの、給与の取扱いという、職員の重要な労働条件に関する規程の対応関係に不備があっては、職員に対する給与の支給額等に疑義を生じさせることにもなりかねない。

(改善策)

対応関係に誤りのある規程を改正し、規程の対応関係に疑義が生じないようにすべきである。

(3) 各種規程における「職員」の範囲の明確化について (意見 54)

就業規則をはじめとした各種規程や要領に、それぞれ「職員」に関する定義を定めるなどして、各種規程・要領の適用範囲を明確化すべきである。

(現状及び問題点)

職員の労働条件につき定める一般財団法人群馬県森林・緑整備基金就業規則（以下、単に「就業規則」という。）には、就業規則の適用範囲に関し、以下のような定めがある。

第2条（適用範囲）この規程は、理事長が基金の職員として任命した者（以下、「職員」という。）に適用する。

2 群馬県と締結する「職員の派遣に関する協定」に基づき派遣された職員（以下、「派遣職員」という。）については、当該協定に定めのない事項に限りこの規則を準用する。

3 定年後継続雇用職員（以下、「継続雇用職員」という。）、嘱託職員及び臨時職員の就業に関する事項については、別に定めるところによる。

そして、同条3項を踏まえ、定年後継続雇用就業要領、嘱託職員就業要領、臨時職員取扱要領がそれぞれ定められているところである。

しかし、定年後継続雇用職員、嘱託職員及び臨時職員（以下、それら職員を併せて「非正規職員」という。）も就業規則第2条第1項にいう「職員」に該当するところ、就業規則に定められているが非正規職員に関する要領に定めのない事項についてはどのような取扱いとなるのか、現在の就業規則の規定のままでは不明確である。

また、その他の各種規程や要領にも、「職員」という文言が出てくるがその「職員」について明確な定義付けがなされていないものも存在していた。例えば、就業規則第37条に基づき定められている「職員給与規程」上の「職員」は、嘱託職員及び臨時職員を除いた職員のこと、非正規職員の中でも定年後継続雇用職員はここでのいう「職員」に含まれるとのことであった。

このままでは、職員との間で労働条件等に関する疑義が生じた場合に、当該職員との間でどのような規程が適用されるのか、明確に示すことができない事態が生じかねない。

(改善策)

就業規則をはじめとした各種規程や要領に、それぞれ「職員」に関する定義を定めるなどとして、各種規程・要領の適用範囲を明確化すべきである。

(4) 非常勤職員への手当の支給について (意見 55)

同一労働同一賃金の観点から、嘱託職員及び定年後継続雇用職員に対して支給する手当の種類及び額を再検討すべきである。

(現状及び問題点)

(一財)群馬県森林・緑整備基金においては、就業規則とは別に、嘱託職員に関しては「嘱託職員就業要領」、定年後の継続雇用職員に関しては「定年後継続雇用就業要領」をそれぞれ設けている。

これらの規定によれば、正規職員に対して支給される手当と嘱託職員・継続雇用職員に対して支給される手当は、以下のとおり、異なっている。

	正規職員	嘱託職員	継続雇用職員
扶養手当	支給される	支給されない	支給されない
住居手当	支給される	支給されない	支給されない
地域手当	支給される	支給されない	支給される
資格手当	支給される	支給されない	支給される

この点、いわゆる働き方改革関連法の成立により、正規職員と非正規職員の均等均衡待遇が求められるようになってきている（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律 8条、9条。令和2年4月1日施行。ただし、中小企業への適用は令和3年4月1日）。厚生労働省も、平成30年10月28日に「短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針」（以下、単に「ガイドライン」という。）を公表し、同一労働同一賃金の実現に向けた取組を進めているところである。

また、同条項にいう「不合理と認められる相違」（同法8条）、「差別的取扱い」（同法9条）がどのようなものであるかを判断した最高裁判所の判例は現段階ではないが、それらの条項が定められたことにより削除された旧労働契約法20条については、いかなる格差が「不合理」であるかにつき、平成30年6月及び令和2年10月に、最高裁判所の判断が示されている（旧労働契約法20条と短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律8条・9条は異なる規定ではあるが、旧労働契約法20条に基づく行政指導ができないことから、行政指導に関する定めのある短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律に均等均衡待遇に関する条項が移動したことなどを踏まえれば、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律8条・9条の解釈は旧労働契約法20条と同様とされる可能性が高い。）。

そして、それらの最高裁判所の判例やガイドライン等によれば、各種手当等に関する判

断や見解は、概ね以下のとおりである。

ア 扶養手当

扶養手当の支給の目的が、労働者の生活保障や福利厚生を図り、扶養親族のある者の生活設計等を容易にさせることを通じてその継続的な雇用を確保するというところにある場合において、非正規労働者についても相応に継続的な勤務が見込まれているのであれば、正規労働者と同様に扶養親族のいる非正規労働者と正規労働者の扶養手当に相違を設けることは不合理であると評価できる。

イ 住居手当

主として労働者の住宅費を中心とした生活費を補助する趣旨で支給されるものである場合、生活費補助の必要性は職務の内容等によって差異が生ずるものではないし、正社員であっても転居を必然的に伴う配置転換が想定されていない場合においては、住居手当の支給について正規労働者と非正規労働者との間に相違を設けるのは不合理であると評価できる。

ウ 地域手当

通常の労働者と同一の地域で働く短時間・有期雇用労働者には、通常の労働者と同一の地域手当を支給しなければならない。

そして、これらの判断や見解を前提とすれば、(一財)群馬県森林・緑整備基金において、①扶養手当、②住居手当、及び③地域手当につき、正規職員と嘱託職員・定年後継続雇用職員との間に相違を設けていることが不合理であると評価される可能性は十分にある。

以上のような事情及び労務コンプライアンスの徹底の観点からすれば、紛争の未然防止のためには、あらかじめ、上記のような裁判所やガイドラインの判断・見解を前提として、嘱託職員や定年後継続雇用職員の手当をどのように定めるのかを再検討する必要がある。

(改善策)

同一労働同一賃金の観点から、嘱託職員及び定年後継続雇用職員に対して支給する手当の種類及び額を再検討すべきである。

(5) 理事の構成について (意見 56)

新たな知恵や発想を取り入れて安定した経営を行っていくため、更に幅広い多様な人材の理事への登用を検討すべきである

(現状及び問題点)

平成 26 年度に実施された包括外部監査において、理事の構成につき、「理事 6 人のうち 4 人が県の OB 職員であり、また、残りの 2 人も森林組合の OB 職員であるなど理事全員が林業関係者で占められている。基金は、独立した財団法人として自立した経営が求めら

れ、今後、新たな知恵や発想を取り入れ、安定した経営を行っていくため、外部の人材を広く登用するなど理事会の運営体制のあり方を検討すべきである。」との意見が出されていた。

同意見を踏まえ、理事の任期満了に伴い新たに理事を選任した平成28年6月には、それまで6名であった理事を8名に増員し、群馬県中小企業団体中央会からの推薦者を新たに理事に選任するなどの対応が講じられていた。そして、令和2年6月26日に選任された理事については、8名のうち4名が元県職員、残りの4名のうち3名も林業関係者（元基金職員、技術士（森林）、製材会社代表取締役）であった。

平成26年度の包括外部監査時と比較すれば、理事のうちの元県職員の割合は、67%から50%に減少はしているものの未だ割合は高く、理事のうちの4名が元県職員というその人数は変わらない。また、常勤理事4名に限って言えば、そのうちの3名、割合にして75%が元県職員である（残りの1名は元基金職員）。さらに、監査時に確認した限りにおいて、これまでに同法人の理事に就任した女性はいない。

一般財団法人群馬県森林・緑整備基金の性質上、森林に関する十分な知識、専門性を持つ者を理事として登用する必要性は一定程度あるといえる。

しかしながら、行政出身者でなくとも、専門性を有している人は十分にいるものと思われる。また、平成26年度の包括外部監査においても指摘されており、同法人には独立した財団法人としての自立した経営が求められていることからすれば、森林・林業に精通した者に限ることなく、多様な人材を理事として積極的に登用する必要がある。

ダイバーシティの推進は法人の発展のために欠かせないものであり、経済産業省が公表する「ダイバーシティ 2.0 行動ガイドライン」（平成29年3月策定、平成30年6月改訂）においても、「もはや『ダイバーシティは本当に必要なのか』という議論に時間を費やすのではなく、一刻も早く具体的な行動を起こし、実践フェーズへと移行すべきである。」（同ガイドライン3ページ）とされている。法人の安定経営のためには、固定観念や前例にとらわれることなく、多様な人材を理事に登用していく必要がある。

(改善策)

新たな知恵や発想を取り入れて安定した経営を行っていくため、更に幅広い多様な人材の理事への登用を検討すべきである。

(6) 森林公園管理事業（指定管理事業）への人件費の配賦について（意見 57）

森林公園管理事業の収支計算において、人件費の金額を実際に掛かった金額ではなく、収支計算がゼロになるような金額で調整している。これでは、実際に掛かった費用を算定することができないため、毎月、指定管理者業務に従事した時間を把握し、それに各人の単価を乗じることにより人件費を計上することにより、正しい損益を把握することが望ましい。

(現状及び問題点)

平成 31 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日まで、県の指定管理を受け、県立森林公園さくらの里の管理運営を行っている。毎月、損益管理をしているが、役員報酬及び給与手当は、3 月に一括で、収支がゼロになるよう調整した金額を計上している。

しかし、これでは、実際に役員及び職員がどの程度当該事業に従事したかが不明確であり、正しい損益の状況を把握することができない。

項目	年間予算 (円)	実績 (円)
収入		
受託事業収益 (税込)	10,859,000	10,859,000
支出		
役員報酬	1,189,235	1,758,981
給与手当	1,394,625	839,219
臨時雇賃金	3,528,000	3,528,000
委託費	2,335,000	2,321,613
その他	2,412,140	2,411,187
支出合計 (税込)	10,859,000	10,859,000
累計収支差額	0	0

(改善策)

毎月、指定管理者業務に従事した時間を把握し、それに各人の単価を乗じて人件費を計上することにより、正しい損益を把握することが望ましい。

(7) 事業計画の達成状況の評価方法について (意見 58)

令和 2 年度の事業計画の評価方法では、各事業の評価割合が低く設定されている。事業計画に対する評価であることから、組織体制や財務ではなく、各事業の目標がどの程度達成されたかについて評価すべきである。

(現状及び問題点)

群馬県森林・緑整備基金では、第 1 期事業計画 (平成 27 年度～平成 31 年度) を策定し、現在は第 2 期事業計画 (令和 2 年度～令和 6 年度) に基づいて事業を行っている。

第 1 期事業計画の事業ごとの管理表は以下のとおりである (実際には、事業を更に細分化して評価しているが、ここでは省略)。

総合	年度	事業	①組織体制	②基金事業	③分収林事業	④森林管理事業	⑤調査設計事業	⑥その他事業
○ 4.3	H27	評価 評点	△ 3	○ 5	△ 3	○ 5	○ 5	○ 5
○ 4.0	H28	評価 評点	△ 3	○ 5	△ 3	△ 3	○ 5	○ 5
○ 4.3	H29	評価 評点	△ 3	○ 5	○ 5	△ 3	○ 5	○ 5
△ 3.7	H30	評価 評点	△ 3	○ 5	○ 5	× 1	○ 5	△ 3
△ 3.7	H31	評価 評点	○ 5	△ 3	△ 3	× 1	○ 5	○ 5

注：評価基準は○→良好、△→取組中、×→不良であり、○5点、△3点、×1点で算定

しかし、令和2年度は評価方法が異なっており、以下のとおりである。

①組織・体制	②事業	③財務	総合
4.5	3.9	5.0	4.5

更に、②の事業の内訳は以下のとおりである。

	基金事業	林業労働力確保支援センター事業	林業雇用改善事業	公的森林整備事業	調査設計事業	その他の事業	総合
ウエイト	1.0	1.5	—	3.0	3.5	1.0	10.0
評価	5.0	2.0	—	4.0	4.5	3.0	3.9

評価	1	2	3	4	5
達成率%	<50	50<= <60	60<= <75	75<= <90	<90

第1期は、○は5、△は3、×は1となっており、実際には3段階評価となっていたが、第2期では5段階評価となっており、この点は評価できる。しかし、各事業の評価について、ウエイトを掛けた結果、最終的な評価では、総合評価に占める各事業の割合が低くなっている。第1期では、各事業の占める割合が83%であったが、第2期では33%と激減している。この結果、評価が良かった組織体制や財務に引き連られ、総合評価は4.5となった。しかし、具体的な事業計画に対する評価であることから、組織体制や財務よりもそれぞれの事業の評価が優先されるべきである。

なお、事業にウエイトを掛けず、第1期のように評価した場合には、事業の占める割合が71%となり、以下の総合結果となる。(但し、林業雇用改善事業は評価していないため、以下の表には入れていない。)

組織体制	基金	支援センター	公的森林整備	調査設計	その他事業	財務	総合
4.5	5.0	2.0	4.0	4.5	3.0	5.0	4.0

また、第2期からは財務をその指標に加えているが、「公益目的支出計画に基づいても公益目的事業を行いながら、会計年度ごとの正味財産の増加額 10,000 千円を確保する。そのためには、調査設計事業において一定量の事業と収益性の確保が必要となり、分収林の健全な経営と県長期借入金の確実な返済のための対応が必要となる」という目標を掲げ、正味財産が 42,610 千円増加したことから評価が 5.0 となっている。しかし、調査設計事業で一定量の事業と収益性の確保を行ってれば、必然的に調査設計業務の評価は高くなることから、この評価は重複しており、この財務評価が総合評価の 33%を占めていることにより、財務が過大な比率となっている。

(改善案)

総合評価を実施する際に、事業ごとにウエイトを用いることは問題ないが、その場合には、組織体制、事業、財務にも同様にウエイトをかけるべきであり、総合評価における各事業の割合が不当に少なくならないよう、検討すべきである。また、内容の重複を避けるよう、評価の在り方を見直すことが望ましい。

(8) 県による土地、建物の使用許可について (意見 59)

当財団法人に対する土地、建物の使用許可は、徴収している使用料が民間の一般的な賃貸物件と比較して非常に低額であり、県の入札に参加する当財団法人に有利に働き、入札における公平な競争を阻害することから、使用許可を見直すべきである。また行政財産の目的外使用を許可する場合には、使用する事業者を特定するのではなく公募等により幅広く使用者を募るべきである。そして、長期間の使用を認めるのであれば、使用許可の場所について行政財産から普通財産への変更を検討して、入札において貸付料を決定することにより使用料(賃貸料)の増額を図り、県有財産を有効活用することが望まれる。

行政財産の使用許可とは元々限定列举された目的の範囲内においてなされるべきであって、営利行為を目的とした団体への使用許可は一時的なものであるべきであることから、当該団体が今後も継続的に使用するのであれば普通財産への種別替えを検討すべきである。

(現状及び問題点)

当財団法人は、県が運営する群馬県林業試験場の中にある研修館に所在しており、令和 2

年度は県に対して年額 263,444 円（研修館 245,910 円＋予備室 17,534 円）の土地、建物についての使用料を支払っている。

この使用料については、県が定める群馬県行政財産使用料条例や行政財産使用許可事務取扱要領などに基づき算定し徴収している。

当財団法人が実施している公益事業に係る部分の使用料は一部免除となっているが、財団法人の経営状況及び事業内容を鑑みると負担を軽減しすぎていると考える。

一方、徴収している使用料については、当財団が占有している部分の使用料を月額に換算すると 22,000 円弱となり、県有施設ではなく他の民間における一般的な賃貸物件と比較して非常に低額と考える。行政財産の目的外使用許可による使用料は営利を目的としないため、一般的に民間の家賃と比較して低額となるが、当財団法人は森林整備や治山事業に必要な調査や測量等の業務を入札により県から受託しており、使用料が低額であることにより運営費を低く抑えることができ、応札に際してより低い価額での入札が可能となり、入札における公平な競争を阻害していると考えられる。

仮に当財団法人が外部の賃貸物件に入居していた場合には、公益部分についての減額、免除などを受けられるはずもなく、賃借した面積なりの賃借料を払う必要があり、現状以上に負担を強いられることになり、負担している使用料も低額で済んでいることは、県の施設内に所在していることで大きな恩恵を受けていることになる。

また、当財団法人は、平成 29 年 3 月より毎年使用許可を受けて長期間にわたりこの場所で行っているが、入居する際に公募で選ばれているわけでもなく、県の施設内に所在する積極的な理由も特段なく当財団法人のみが便益を受けている状況と考える。

使用料の内訳

(単位：円)

場所	区分	面積	算定使用料	免除額	使用料
研修館	建物	204.05 m ²	345,408	160,270	185,138
	土地	190.69 m ²	113,382	52,610	60,772
		計	458,790	212,880	245,910
研修館予備室	建物	19.44 m ²	32,713	15,179	17,534
		合計	491,503	228,059	263,444

(改善策)

当財団法人に対する土地、建物の使用許可は、徴収している使用料が民間の一般的な賃貸物件と比較して非常に低額であり、県の入札に参加する当財団法人に有利に働き、入札における公平な競争を阻害することから、使用許可を見直すべきである。また、行政財産の目的外使用を許可する場合には、使用する事業者を特定するのではなく公募等により幅広く使用者を募るべきである。そして、長期間の使用を認めるのであれば、使用許可の場所について行政財産から普通財産への変更を検討して、入札において貸付料を決定することにより

使用料(賃貸料)の増額を図り、県有財産を有効活用することが望まれる。

行政財産の使用許可とは元々限定列挙された目的の範囲内においてなされるべきであつて、営利行為を目的とした団体への使用許可は一時的なものであるべきであることから、当該団体が今後も継続的に使用するのであれば普通財産への種別替えを検討すべきである。